

「山口県迷惑行為防止条例の一部改正」に対する パブリック・コメントの実施結果について

1 パブリック・コメントの意見募集期間

令和7年10月20日（月）から同年11月19日（水）まで

2 意見の件数

142件（120人）

3 意見の内容及び県の考え方

【賛成意見】～114件

提出された意見の概要		意見に対する山口県の考え
1	条例改正により客引きの抑止に繋がると思う。	条例改正の参考とさせていただきました。
2	市民や観光客が安心して飲食店を利用できるようにして欲しい。	
3	取り締まる法令が無いと客引きは減らない。	
4	早期実現を望む。	
5	客引きとぼったくり店は繋がっていると思う。	
6	風営法が改正される中、条例改正により客引きを禁止することは重要である。	
7	客引きがいるので通る道を変えている。	

【反対意見】～1件

提出された意見の概要		意見に対する山口県の考え
1	夜の歓楽街に客引きはつきもので、客引きがいないと閑散としてしまうし、客引きを迷惑と思ったこともないので、田舎の街に都会と同じような規制は必要ない。	県内では、繁華街における客引き行為や客待ち行為に関する通報が増加しており、迷惑行為に的確に対応し、県民生活の平穩の保持を図るため、規制することにしました。

【規制内容に関する意見】

提出された意見の概要		意見に対する山口県の考え
1	罰則を重くした方が良い。	これまで規制していなかった行為を新たに規制するという段階ですので、改正案の罰則は、他の都道府県の条例の罰則を参考に、平均レベルの法定刑としました。 なお、条例の法定刑は、地方自治法第14条第2項の規定により、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が上限と定められておりますので、その範囲内での量定を検討してまいりました。
2	客引きをした者だけでなく、依頼者についても罰せられるべきである。	条例改正の参考とさせていただきました。
3	居酒屋などの酒類提供飲食店も規制対象にした方が良い。	業種を問わず、執拗な客引きをした場合に、規制の対象となります。
4	客待ち行為は終日禁止ではなく時間帯等を定めて規制した方が良くと思う。	必要最小限の規制とするため、実際に客待ち行為が行われるおそれがある場所に地域を限定して規制することにしました。

【運用に関する意見】

提出された意見の概要		意見に対する山口県の考え
1	適法な営業と違反行為の線引きを明確に示したガイドラインを作成して欲しい。	個別具体の状況を踏まえ判断することになりますので、現時点、ガイドラインを示す予定はありませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

【その他の意見】

提出された意見の概要		意見に対する山口県の考え
1	下関市においても条例を作るべきではないか。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	違反者に対する再犯防止プログラムを導入して欲しい。	
3	若者や学生への啓発活動を充実させて欲しい。	
4	テナントオーナーへの義務を定めてはどうか。	
5	警察官による巡回を強化して欲しい。	